

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (施設運営指導課)	1
○恩給給与細則の一部を改正する規則..... (職員厚生課)	2
○北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則..... (職員厚生課)	3
○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... (道民生活課)	3
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則..... (医務業務課)	3
○医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医務業務課)	3
○北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則..... (人材育成課)	4
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則..... (道有林課)	5

訓 令

○北海道本庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令..... (総務部総務課)	5
○北海道職員の子育休休業等に関する規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	5

規 則

北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第20号

北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年北海道条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）及び条例において使

用する用語の例による。

（サテライト型住居の基準）

第3条 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみの場合 4以下
- (2) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上の場合 8以下

2 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみの場合 20人以下
- (2) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上の場合 40人以下

（居室の床面積の基準）

第4条 条例第13条第6項第1号ウの規則で定める基準は、一の居室の床面積（収納設備に係る床面積を除く。附則第2項において同じ。）が7.43平方メートル以上であることとする。ただし、地域の事情によりこれにより難いと知事が認める場合にあっては、4.95平方メートル以上とすることができる。

（電磁的方法）

第5条 条例第15条第7項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第15条第1項に規定する重要事項（以下この条において「重要事項」という。）及び同条第2項に規定する事項（以下この条において「契約事項」という。）を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項及び契約事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項及び契約事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 無料低額宿泊所は、電磁的方法により重要事項及び契約事項を入居申込者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に掲げる方法のうち、無料低額宿泊所が使用する方法
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項及び契約事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料)

第6条 条例第17条第1項第7号の規則で定める費用は、無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合において、当該無料低額宿泊所の入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用とする。

2 前項に規定する費用の基準は、次のとおりとする。

- (1) 人件費、事務費等（条例第17条第2項第6号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
- (2) 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。
(日常生活に係る金銭管理)

第7条 条例第27条ただし書の規定による日常生活に係る金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、金銭等（当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 無料低額宿泊所が有する財産と金銭等を区分すること。
- (4) 当該入居者の意思を尊重して金銭等を管理すること。
- (5) 条例第15条第1項の契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理

規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合において、当該入居者の金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更したときは、保護の実施機関にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整備すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の床面積が3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第4条に規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 条例第13条第5項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を知事と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、居室の床面積が第4条に規定する基準を満たすよう段階的かつ計画的に必要な改善を行うこと。
- 3 条例附則第3項に規定する建物については、前項第6号に規定する改善が図られない限り、新たに居室を増築することができない。

恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第21号

恩給給与細則の一部を改正する規則

恩給給与細則（大正13年北海道庁令第55号）の一部を次のように改正する。

第18号書式中「禁こ刑」を「禁錮の刑」に、「禁この刑」を「禁錮の刑」に、「第8章」を「第2編第9章」に、「平成 年」を「 年」に改め、同書式備考2の事項中「平成偶数年」を「令和偶数年」に改める。

第18号書式の2中「禁こ」を「禁錮」に、「平成 年」を「 年」に改め、同書式備考2の事項中「平成奇数年」を「令和奇数年」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第22号

北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則

北海道恩給条例施行規則（大正13年北海道庁令第56号）の一部を次のように改正する。

第17号書式中「第1編第8章」を「第2編第9章」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第7条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第8条の見出し中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に、「第2条第6号」を「第3条第8号」に改める。

第9条の見出し中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第5条」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第8条」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改める。

別記第1号様式から別記第23号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。
第1条中「厚生労働大臣又は」を削る。

第3条ただし書及び第4条の2第1項ただし書中「又は知事を経由して厚生労働大臣」を削る。

第15条第1号中「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同条第5号中「第17条第1項又は第2項」を「第18条第1項」に改め、同条第17号中「及び第2項」を削り、同条第18号中「第36条第1項から第3項まで」を「第36条第1項」に、「返納」を「同条第3項の規定による販売業の登録票の返納」に改め、同条第19号中「及び第2項」を削り、「交付」を「同条第2項の規定による販売業の登録票の交付」に改め、同条第20号中「第36条の3第1項」を「第36条の3」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式まで、別記第3号様式の2から別記第6号様式の2まで及び別記第7号様式の2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考2の項中「、医師法第16条の4第2項」を「、医師法第16条の6第2項」に改め、同項ただし書中「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第1項」に改める。

別記第4号様式備考(5)の事項中「に係る医師法第16条の4第2項」を「に係る医師法第16条の6第2項」に改め、同事項ただし書中「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第1項」に改める。

別記第5号様式備考1の項中「に係る医師法第16条の4第2項」を「に係る医師法第16条の6第2項」に改め、同項ただし書中「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第1項」に改める。

別記第6号様式備考2の項中「、医師法第16条の4第2項」を「、医師法第16条の6第2

項」に改め、同項ただし書中「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第1項」に改める。

別記第12号様式備考1の項中「に係る医師法第16条の4第2項」を「に係る医師法第16条の6第2項」に改め、同項ただし書中「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第1項」に改める。

別記第20号様式別紙その5中

医薬品 院内製造 治験薬

を

医薬品 体外診断用医薬品 治験
特定臨床研究 再生医療等 先進医療
患者申出療養 院内製造

に改め、同様式別紙その5末尾欄外注意事項

項5の事項を次のように改める。

5 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付けについて届け出る場合において、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項欄の使用区分が次に掲げる項目に該当するときは、2から4までに掲げる書類のほか、当該使用区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。

- (1) 治験 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第2項の規定による届出の写し（厚生労働大臣又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構によって受領されたことが明らかであるものに限る。）その他の治験に用いるものであることを証する書類
- (2) 特定臨床研究 臨床研究法第5条第1項に規定する実施計画の写しその他の同法第2条第2項に規定する特定臨床研究に用いるものであることを証する書類
- (3) 再生医療等 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項に規定する再生医療等提供計画の写しその他の同法第2条第1項に規定する再生医療等に用いるものであることを証する書類
- (4) 先進医療 当該届出に係る診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が先進医療に用いるものであることを証する書類
- (5) 患者申出療養 当該届出に係る診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が患者申出療養に用いるものであることを証する書類

別記第29号様式添付書類13の事項及び別記第33号様式添付書類3の事項(2)中「の医師法第16条の4第2項」を「の医師法第16条の6第2項」に、「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第2項」に改める。

別記第35号様式添付書類8の事項中「社会医療法人債を発行した」を「法第51条第2項の」に、「ただし、(4)及び(5)は社会医療法人に限る。」を「社会医療法人債発行法人にあっては、次に掲げる書類及びキャッシュ・フロー計算書」に改め、同事項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削る。

別記第39号様式添付書類9の事項及び別記第39号様式の2添付書類9の事項中「の医師法第16条の4第2項」を「の医師法第16条の6第2項」に、「により医師法第16条の4第1項」を「により医師法第16条の6第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第26号

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「4月」を「4月（短期課程の建築デザイン科にあっては、毎年4月又は10月）」に改める。

第13条の2第1項中「行われるもの」次に「であって、訓練期間が1年であるもの」を加える。

別表第1 普通課程の部中

建築デザイン科	20人	1年
CAD機械科	10人	2年

を

CAD機械科	10人	1年
--------	-----	----

に改め、同表短期課程の部中

総合実務科	20人	1年
-------	-----	----

を

総合実務科	20人	1年
建築デザイン科	10人	6月

に改める。

別表第2 短期課程の部中

管理監督者コース	管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者
----------	-----------------------------------

を

総合実務科	職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者
建築デザイン科	学校教育法による中学校を卒業した者若しくは同法による高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
管理監督者コース	管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者

に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年度における短期課程の建築デザイン科に係る訓練の始期についてのこの規則による改正後の北海道障害者職業能力開発校運営規則第3条の2第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月及び10月」とあるのは、「令和2年4月及び9月」とする。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第27号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則
北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。
第39条中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

訓 令

北海道訓令第4号

北海道本庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道本庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令
北海道本庁舎等防火管理規程（昭和40年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。
第1条中「、北海道庁別館西棟及び北海道庁西18丁目別館」を「及び北海道庁別館西棟」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年3月30日から施行する。

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年3月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令
北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中

受理年月日	年	月	日
承認年月日	年	月	日
決 裁 欄			

を

部分休業承認請求書

部分休業承認請求書

に改

める。

附 則

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程別記第5号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程別記第5号様式の規定にかかわらず、

令和2年4月30日までの間に限り、必要な調整をして使用することを妨げない。
